

入会希望者説明事項 第0版

1. 入会者の権利

基本的には「杭の簡易載荷試験（以下、「本試験」と呼ぶ）」の実施許諾（営利目的利用）のみ。

再許諾は認めないので注意。「再許諾は認めない」とは、会員であるゼネコンが自社の現場で作業する調査会社に本試験の実施方法を教えてその調査会社に本試験を使用させるとか、JV の工事現場で会員であるどこか一社が他社に教えて使用させるとか、そのようなことは禁止ということである。調査会社等、他社に実施させたいなら、その会社に会員になってもらう必要がある。

2. 入会しなくともできること

以下の3点が可能である。

- 本発明の検証および改良発明のための利用（表1参照）。
- 教育機関および非営利団体による利用（表1参照）。
- 講習会および実地指導の受講。
- 東京ソイルリサーチまたはベターリビングへの試験の委託。

したがって、教育機関や非営利団体はもちろん営利企業であっても、検証目的でデータをとるだけであれば、利用できる。分からないことがあっても所定の費用を払えば、講習会や実地指導の受講は非会員でも可能。また、東京ソイルリサーチまたはベターリビングへの試験の発注に入会は不要。入会に際しては、この点に注意のこと。

表1：利用目的と入会および実施料の納付の要否

	利用者	
	教育機関, 非営利団体	営利企業
検証, 改良発明目的	不要	不要
それ以外の目的	不要	必要

3. 各種手続きと手続きに伴い発生する費用

メールと電子帳票（PDF 形式）による手続きを基本とする。紙の書面押印するやり取りは、入会時の実施許諾契約と、退会時に提出してもらおう退会届のみ。請求書も押印なしの PDF なので注意。

表 2：協会に納めて頂く費用の一覧（滞納に関する罰則は会則参照）

項目	金額	徴収目的
入会費	¥50,000	事務手数料
年会費	¥40,000/年（初年度は月割額）	協会運営費
実施料	従量制（契約による）	特許実施料

3.1. 入会手続き

実施許諾契約の締結を以て入会と見なす。入会届等の書面は無い。会員証等の交付も無い。契約締結後は、協会事務局より入会費と初年度年会費の請求書を送付するので納付のこと。

3.2. 年会費の納付

入会の次年度以降、毎年 4 月に協会より請求書を発行（PDF 形式でメールにて送付）するので、納付のこと。

3.3. 実施料の納付

実施後 1 年以内に協会指定書式の実施報告書を提出頂く。現場ごとの報告でも複数現場まとめても良いが、報告ごとに実施料の請求が発生する。実施料の請求額には、事務手数料が上乗せされるので、報告回数が多ければ、その分余計な事務手数料が発生することには注意。協会事務局は、報告書の受理後、報告内容に基づいて請求書を発行（PDF 形式でメールにて送付）する。会員は、請求された額を実施料（+事務手数料）として納付する。

3.4. 退会手続き

協会指定書式の退会届を提出して頂く。これは、実施許諾契約の解約も兼ねるので、実施許諾契約書に記名押印した者、もしくはその後任の記名押印が必要。退会については、手数料不要。